

## 山口市犯罪被害者等支援条例の制定について

## 1 目的

犯罪被害者やその家族・遺族は、犯罪等による直接的な身体や生命等の被害に加えて、周囲の者の言動や誹謗中傷等による精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活やプライバシーの侵害、経済的な損失等の二次被害に苦しむことが少なくない。

誰もが予期せず犯罪被害者となる可能性がある中で、犯罪被害者等の被害からの回復・軽減を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を推進することは、本市の目指す安全で安心なまちづくりに欠かせない。

このため、犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等への支援の取組及び体制を明確化するとともに、支援制度の充実を図る。

## 2 背景

平成16年12月に犯罪被害者等基本法が制定されて以降、国を中心に様々な取組が進められてきたが、近年、犯罪被害者等自身や支援団体などから、さらなる公的な支援や、犯罪被害者等が置かれている状況への理解を求める声が強まっている。

経済的な負担に対する公的な支援としては、国の犯罪被害給付制度（犯罪被害等給付金）があるが、支給までに半年程度の期間を要することから、地方公共団体による見舞金等の具体的な支援策が望まれている。

## 【参考】

## ○犯罪被害者等基本法 第5条（地方公共団体の責務）

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」

## ○県内における条例の制定状況

県と4市4町が制定済み、2市が制定を予定

平成25年 防府市

平成28年 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町

令和 3年 山口県

令和 4年 周南市、宇部市

(令和 5年 岩国市、下松市) ※予定